

**新県立中央図書館業務システム基本構想策定業務
提案競技実施要項**

**令和3年4月
静岡県教育委員会**

目 次

1 趣旨.....	1
2 提案競技の概要.....	1
3 参加資格.....	2
4 手続等.....	3
5 優先交渉権者の特定方法.....	4
6 契約に関する事項.....	5
7 その他.....	5

- 参加表明書（様式1）
- 辞退届（様式2）
- 質問書（様式3）
- 提案書（様式4）
- 提案内容（様式5）
- 類似した業務委託の受注実績（様式6）
- 業務担当予定者の略歴等（様式7）
- 提案書等作成要領（別紙1）
- 提案書評価基準（別紙2）

新県立中央図書館業務システム基本構想策定業務提案競技実施要項

1 趣旨

県立中央図書館は施設の老朽化、狭隘化の問題が深刻化し、長期にわたって懸案であったが、平成 29 年度に東静岡駅南口県有地に全館を移転整備する方針が決定した。これを受けて教育委員会では、新図書館の基本理念及び整備方針を集約し、令和 2 年度までに基本構想・基本計画、整備計画を作成した。

今後図書館整備を進めるにあたり、新図書館整備の計画全体を踏まえて、新しい図書館業務システムを構築することになり、そのための基礎となる計画（業務システム基本構想）を策定することとした。

計画策定に当たっては、高度な専門的知識やノウハウ等を活用するため、提案競技（プロポーザル方式）により優先交渉権者を選定することとした。

この実施要項は、本業務の提案競技への参加資格、応募手続き等提案競技に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項及び提案手続きを示したものである。

2 提案競技の概要

(1) 業務名

新県立中央図書館業務システム基本構想策定業務

(2) 業務内容

本業務は、新県立中央図書館整備において、業務システムに関する情報通信に関する技術動向の把握、情報システムの要件整理、情報通信基盤の要件整理、建築設計の上で考慮すべき事項の検討等を行い、それを実現する基本構想の策定とそれに必要な調査・分析等を実施するものである。

(3) 仕様

「新県立中央図書館業務システム基本構想策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 担当部局

書類の提出先、質問先及び受付時間は次のとおりとする。

名 称：静岡県教育委員会社会教育課図書館整備室

住 所：〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電 話：054-221-3163

F A X：054-221-3362

電子メール：kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

受付時間：土曜日、日曜日、休日及び祝日を除く日の午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書提出時点までに、静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「システム分析」、「システム運用・管理」、「ネットワーク関連業務」及び「インターネット関連業務」の業務区分について一つ以上競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、情報システム開発等の業務委託に係る競争入札参加資格等の停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない、又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 以下に該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料

の購入契約その他の契約を締結している者

(8) 過去3年以内に同等と認められる業務を受注した実績を有する者であること

4 手続等

(1) 提案競技実施要項等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和3年4月2日(金)午前9時から同年4月16日(金)午後5時まで
(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの間を除く)

イ 配布場所

2(5)に同じ

(2) 参加表明書の提出

提案書を提出しようとする場合は、あらかじめ次により参加表明書(様式1)を提出するものとする。なお、期限までに参加表明書を提出しない場合は、提案書を受け付けないので注意すること。

ア 提出期限

令和3年4月19日(月)午後5時まで

イ 提出場所

2(5)に同じ

ウ 提出方法

持参による。

(3) 質問事項の受付・締切について

本要項の内容などについての質問は、「質問書」(様式3)により提出すること。

ア 提出期限

令和3年4月16日(金)午後5時まで

締切時刻以降の質問については、受け付けない。

イ 質問受付窓口

2(5)に同じ

ウ 質問方法

電子メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず到達確認を行うものとする。

エ 回答期限

回答は、令和3年4月19日(月)までに、参加表明書を提出した者すべてに、同書記載の連絡先電子メールアドレスあてに通知する。(個人情報等は除く。)

(4) 提案書の提出

提案競技に参加を希望する者は、別紙1の提案書等作成要領に基づいて作成した提案書を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和3年4月22日(木)午後5時まで

イ 提出場所

2(5)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに必着のこと。
なお、持参の場合は、持参日の前日までに事前連絡すること。

エ 提出書類及び提出部数等

提出書類及び提出部数等は以下のとおりとする。

提出書類	部数
提案書（様式4）	1部
提案書提案内容（様式5）	11部
類似した業務委託の受注実績（様式6）	1部
業務担当予定者の略歴等（様式7）	1部
会社概要	1部
情報システム開発等の業務委託に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し	1部
見積書・積算内訳書	1部

※提案書提案内容（様式5）については、社名有り9部、社名なし2部用意すること。

オ 著作権等

(ア) 提案書の著作権は、原則として提案書を提出した提案者に帰属する。

ただし、本業務において公表等で特に必要と認める場合には、県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(イ) 提案書は、非公開とする。

(ウ) 提案書は、返却しない。

(エ) 提案内容に含まれる著作権・特許権などの法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

(5) プレゼンテーション

提案書の提出後、次の日程でプレゼンテーション（順番は提案書受付順等による）を行うものとする。実施時間等は、提案書提出者に別途通知する。

ア 実施日

令和3年4月28日（水）

イ 実施時間、実施方法

別途通知する。

5 優先交渉権者の特定方法

(1) 優先交渉権者は新県立中央図書館業務システム基本構想策定業務競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別紙2の評価基準により提案内容を評価し特定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は提案書の提出を行ったすべての者に通知する。

(3) 優先交渉権者の取扱

5（1）により特定した優先交渉権者と委託仕様について協議の上、6により本業務の委託契約の手続きを行う。

（4）優先交渉権者の参加資格喪失時、辞退時の取扱い

優先交渉権者特定後に当該事業者が3の参加資格を満たさなくなった場合、若しくは、辞退した場合は、審査委員会において優先交渉権者を再選定できるものとする。

（5）非特定理由に関する事項

ア 提案書を提出した者のうち、優先交渉権者として特定されなかった者に対しては特定されなかった旨と、書面（非特定通知書）をもって通知する。

イ アの通知を受けた者は、非特定の通知の日の翌日から5日以内に書面により、静岡県教育委員会社会教育課図書館整備室に対して非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 説明を求められたときは、書面により回答する。

エ イの書面の提出先は、次のとおりとする。

2（5）に同じ

6 契約に関する事項

（1）契約は、静岡県教育委員会社会教育課図書館整備室で手続きを行う。

（2）契約書は、それぞれ2通作成し、県及び受託者の双方各1通保有する。なお、契約金額の表示は、消費税を内書きで表示する。

（3）契約書の作成に要する経費は、すべて受託者の負担とする。

（4）提案価格の上限は、13,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

なお、消費税及び地方消費税の額は、税抜き額のうち業務の費用に100分の10を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の合計額とするため、税抜き額と消費税及び地方消費税の合計額が提案価格上限を上回らないよう留意すること。

支払いは業務完了報告書を提出し委託者の検査に合格した後に請求できるものとする。

7 その他

（1）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時、及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

（2）失格の条件

以下の条件の一に該当する場合は、失格となることがある。

ア 募集要項の規定に違反したもの

イ 虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 提案価格の上限を超えて提案されたもの

（3）提案書を作成した者は、提案書の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務

を有するものとする。

- (4) 提案価格が著しく低い場合等は、積算根拠の詳細等の説明を求めることがある。
- (5) 提案書の作成など、提案競技への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出期限後における提案書の提出、再提出及び差替えは原則として認めない。
- (7) 契約の相手方として決定するまでは、辞退届（様式2）の提出により、参加を辞退できるものとする。
- (8) 提案書の作成において、県より知り得た情報は、他者に漏らさないこと。
- (9) 関連情報を入手するための参照窓口等
 - ア この募集要項等に定めることのほか、提案競技等の実施に当たって必要な事項が生じた場合の掲載先
静岡県教育委員会社会教育課ホームページ
(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/>)
 - イ 関連法規(静岡県条例、規則、公報)閲覧先
静岡県例規集ホームページ
(URL : <https://www1.g-reiki.net/reiki646/reiki.html>)
 - ウ 情報システム開発等の業務競争入札参加資格申請に関する情報
静岡県 県政情報 公共工事・入札情報 ホームページ
(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-510/nyusatsu.html>)

(10) 提案競技スケジュール

日 付	内 容
令和3年4月2日(金)	提案競技の告知(公告・ホームページへの掲載)
令和3年4月2日(金)	提案競技実施要項の交付開始
令和3年4月16日(金)	提案競技実施要項の交付終了・参加表明書の受付終了
令和3年4月22日(木)	提案書の受付終了
令和3年4月28日(水)	プレゼンテーション及び審査
令和3年5月7日(金)	審査結果発表(予定)